

芝生広場の対応について

平成16年5月12日
教育委員会スポーツ課

1 基本的な考え方

- ・自由利用の広場とする。
- ・広場を占有してイベントや大会等を実施する場合は、別添の運用基準に基づく利用許可により貸し出しを行う。

2 北高に対する対応について

- ・基本的には自由利用の範ちゅうの中で処理している。
- ・ただし、一般利用者を排除するような利用が頻繁にあることは好ましくないため、過去にも数回（株）豊田スタジアムから北高に利用を控えていただくよう申し入れをした経緯がある。
- ・今回、再度、（株）豊田スタジアムから北高に同様の申し入れをした。
- ・その後の芝生広場の利用状況について、（株）豊田スタジアムに確認をお願いしているところであり、利用状態が改まらないようであれば、教育委員会（スポーツ課）から学校に申し入れをする必要もあると考えている。